

ケアプラン標準仕様 Q&A

問1

ケアプラン標準仕様の活用によるデータ連携のメリットは何か。

(答)

介護サービスの利用にあたっては、サービス提供時は、居宅介護支援事業所から居宅サービス事業所に居宅サービス計画書（1・2・3表など）、サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【予定】、サービス利用票別表（第7表）を共有し、介護報酬請求時は、居宅サービス事業所から居宅介護支援事業所にサービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）【実績】を共有する。

その共有方法の多くは紙によるものであり、転記や手作業が発生する等、双方にとって負担になっている現状がある。また、同一ベンダーの介護ソフトを使用している場合はデータ連携が可能なケースもあるが、異なるベンダーの介護ソフトを使用している事業所同士はデータ連携が行えないという課題があった。

ケアプラン標準仕様に対応した介護ソフトから出力されるCSVファイルは、通知で示した形式に標準化されるため、異なるベンダーの介護ソフトを使用している事業所間であっても、国民健康保険中央会に構築中の「ケアプランデータ連携システム」を利用する等により、円滑にデータ連携ができるようになる。

具体的には、以下のような効果が期待できる。

- ①居宅介護支援事業所から送付される居宅サービス計画等の情報を含むファイルを居宅サービス事業所の介護ソフトに取り込むことにより、転記不要となる。
- ②居宅サービス事業所から送付されるサービス利用表（兼居宅サービス計画）（第6表）【実績】のファイルを、居宅介護支援事業所に取り込むことにより、転記不要となる。

問2

想定している共有方法は何か。

(答)

やり取りされる情報には要配慮個人情報が含まれる場合があるため、やり取りする際は十分なセキュリティ対策を施す必要がある。

そのため、現時点では、DVD等の媒体で受け渡しする、構築中の「ケアプランデータ連携システム」等、高度なセキュリティが確保されたデータ連携基盤上でやり取りする等を想定している。

問3

ケアプラン標準仕様は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所双方が電子的に利用してはじめて効果的なデータ連携できるものか。

(答)

お見込みのとおりである。データ連携を促進し負担軽減を実現するためには、多くの事業所が「ケアプランデータ連携システム」のような、ベンダーを問わずにデータ連携できる基盤を利用いただくことが必要である。

問4

ケアプラン標準仕様のレイアウト定義書にある、「【連携対象となるサービス種類】」において、居宅介護支援が対象外とされているのは何故か。

(答)

ここで示しているのは、居宅介護支援事業所から見て連携対象となるサービス種類である。この標準仕様書では、居宅介護支援事業所同士のデータ連携は想定していないため、連携対象外と整理している。

問5

地域包括支援センターはケアプラン標準仕様を活用したデータ連携が可能か。

(答)

連携対象となるサービス種別においては、予防給付や介護予防・日常生活支援総合事業も対象としている。地域包括支援センターが介護予防支援や介護予防ケアマネジメント等を実施している場合は、ケアプラン標準仕様を活用したデータ連携が可能となる。

問6

小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所は、内部にケアマネジャーが配置されており、予定・実績情報は内部で完結しているが、標準仕様の活用をどのように考えたらよいか。

(答)

ご指摘のとおり、内部で完結する場合は、必ずしも、ケアプラン標準仕様を活用したデータ連携が行われなかった場合がある。一方で、外部サービスを利用する場合は、小規模多機能型居宅介護事業所等に配置されたケアマネジャーが給付管理を行う場合があり、そういったケースにおいてはケアプラン標準仕様の活用が期待できる場所である。

問7

重要な項目が標準仕様で必須とされていないのは何故か。

(答)

定義書にある「必須」については、介護ソフトでデータの取込等を行う際に、データの識別を行うために必須となる項目、という意味であり、本質的に必要・不要という意味ではない。

「必須」以外の項目で空白であっても、データとしては取り込むことが可能。変更があった場合等、様々なシチュエーションを想定して、柔軟な形でデータ連携が出来るように設計している。

問8

第3表が標準仕様にないのは何故か。

(答)

先行研究により、情報の共有は必要であるものの、データ連携して転記不要とする効果はそれ程高くないと整理されたものである。

問9

使用している介護ソフトが標準仕様に対応しているか確認するにはどのようなしたらよいか。

(答)

標準仕様の対応状況については、各介護ソフトベンダーにより異なっているため、使用している介護ソフトのベンダーに確認していただきたい。

問10

標準仕様について、介護ソフトベンダーは理解しているのか。

(答)

ケアプランデータ連携については、これまでも、介護ソフトベンダーの事業者団体の協力を得ながら、研究等を進めてきた。

また、標準仕様に準拠した介護ソフトの導入に対して地域医療介護総合確保基金を活用した補助を行う等、各ベンダーにおける介護ソフトへの実装を促している。

問 11

月の途中で予定が変更された場合の取扱いはどのようにするのか。

(答)

ケアプラン標準仕様に基づいて出力される CSV ファイルには、自動的に作成年月日が記載される仕様となっており、取り込む際は最新のデータに反映されることを想定している。そのため、

- ①居宅介護支援事業所が変更されたサービス利用票の CSV ファイルを送付する
- ②双方の事業所において、予定情報を変更し、実績を介護ソフトに取り込む時に確認する

等の運用が考えられる。

実際の運用にあたっては、双方の事業所でよく相談して取扱いルールを定める等の工夫をお願いする。

問 12

送信先事業所の指定はどのようにするのか。

(答)

標準仕様に準じて出力された CSV ファイルには送信先の事業所番号が含まれており、ケアプランデータ連携システム等の連携基盤側で自動的に送信先を判断することを想定している。

問 13

自治体からの指導により、第 6 表について、利用者の同意が得られたサイン入りのものを事業所に交付している。ケアプランデータ連携システムで共有する場合は、どのように整理すればいいのか。

(答)

「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者とサービス事業所に交付するケアプラン」の取り扱いは異なるため、切り分けて考えるべきである。

ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する第 6 表（控）に利用者の確認を受けることとしている。

ケアプラン原案に対する利用者の同意や第 6 表（控）の確認については、電磁的方法によらない場合は、利用者の署名等が必要となる。相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができる。このように、文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い（電子署名や電子メール）を確認することで把握できる。

このため、ケアプランデータ連携システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、サービス事業所が第 6 表の利用者の同意の有無を確認する必要はない。同様に、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業者が確認する必要はない

ケアプランデータ連携システムの利用を見据え、文書負担軽減の観点から、自治体においても、ケアプランにおける電磁的記録や電磁的取扱いを踏まえた取扱いをするよう、取組を進めていただきたい。

参考 1：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

参考 2：介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について

別紙 1 (居宅サービス計画書記載要領)

6 第 6 表：「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」

⑬ 「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。